

新たな計画に盛り込む施策(案)

《計画の性格と基本的な考え方》

- ・主に産前・乳幼児期から学童期までを対象とした子供・子育てに関する総合計画（法で定める必須記載事項、任意記載事項のほか、関連分野の施策も幅広く記載）
- ・国の基本指針に基づき、幼児教育・保育、地域の子供・子育て支援を充実
- ・次世代育成支援行動計画の取組と実績を踏まえて施策を展開
- ・大都市東京のニーズと特性を踏まえた施策の実施

①妊娠期からの切れ目のない支援

【施策の方向性】

- ・妊娠期からの切れ目のない相談・支援体制の構築
- ・妊婦健診など母子保健事業の推進
- ・小児・母子医療体制の充実

②幼児教育・保育の充実

【施策の方向性】

- ・質の高い幼児教育・保育の提供
- ・子育て家庭のニーズを踏まえた需給計画
- ・多様な保育サービスの提供
- ・幼保の連携と小学校への円滑な接続

③地域の子供・子育て支援の充実

【施策の方向性】

- ・地域における子育て支援サービスの充実
- ・学童クラブなどの放課後児童対策

④次代を担う子供達の教育、育成支援

【施策の方向性】

- ・学童期の子供の教育支援
- ・総合的な子供の基礎体力向上方策の推進

⑤子育てしやすい環境の整備

【施策の方向性】

- ・ワーク・ライフ・バランスの理念の普及
- ・仕事と家庭生活を両立できる体制の整備
- ・子育て世帯向け住宅の充実
- ・バリアフリーの推進など外出環境の整備

⑥特別な支援を必要とする子供や家庭への支援

【施策の方向性】

- ・児童虐待防止対策の充実
- ・家庭的養護の推進など社会的養護体制の充実
- ・ひとり親家庭の自立支援
- ・障害児施策の充実

⑦子供・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上

【施策の方向性】

- ・サービスの量的拡大にあわせた人材確保
- ・従事者の資質向上

《子供・子育て支援施策の推進体制》

- ・社会の様々な主体が担う役割
(都民、企業、NPO、サービス提供事業者、都、区市町村など)
- ・計画の達成状況の点検・評価